

静岡県里親登録・認定にかかるガイドライン 解説

○心身ともに健全であること

<共通>

児童を養育する上で、支障のない年齢であること。

<解説>

- 1 里親申請者が 65 歳以上の場合は、1 年以内に発行された健康診断書等の提示等により、疾病等の状況を確認することにより、児童の養育に支障がないことを確認することとし、一定の年齢に達していることだけをもって一律に排除することはしない。
- 2 養子縁組里親の場合、特別養子縁組が永続的な家庭の保障を目的として行われるものであるという観点から、里親申請者の気力、体力、経済力等が養子となる児童の成長の過程に応じた対応ができる状況にあるかを確認すること。

<共通>

児童を養育する上で、健康上の支障がないこと

<解説>

- 1 「心身ともに健全である」とは、児童を養育していく上で必要な「健全」さであり、里親申請者が特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除することはしない。
- 2 疾病等を有している場合には、必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書や主治医の意見書等の提出を求めることとする。調査の結果、疾病等を有していても、児童を養育する上で差し支えがなければ、この要件を満たすこととする。

○児童養育についての理解、熱意、愛情

<共通>

児童の養育について理解し、熱意があること。

<解説>

児童の養育についての理解には、里親が社会的に養育を託された社会的養護の担い手であることを理解していることや、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）を遵守し、児童相談所等の関係機関と協働・連携ができる姿勢についても含まれる。

<養育里親>

配偶者のいない者である場合は、児童の養育に関わることができる成人の親族等、**養育協力者**がいること

<専門里親>

配偶者のいない者である場合は、児童の養育に関わることができる成人の親族等、**養育協力者**がいること

<解説>

1 養育協力者について

- (1) 養育協力者は原則として、里親申請者と起居を共にする同居者であり、里親申請者に児童を養育していく上で不測の事態が生じた際に、対応が可能な者とする。親族以外の同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮した上で、「成人の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。
- (2) 「同居状態の安定性、継続性」については、必要に応じ住民票や各種証明書類等の提示を求めるとともに、同居に至った経緯や同居年数等を確認する。
- (3) 養育協力者に対しては、その者の里親養育への協力に対する意向や里親制度に関する理解、協力可能な内容や頻度等について、調査者が養育協力者と面接を行う等の方法によって、原則として養育協力に対する意向確認を直接行うこと。
- (4) 養育協力者についても、里親と同じく家庭養護の担い手となり得ることから、里親申請者とともに里親制度の説明を受けたり、里親登録のための研修やその他の資質の向上を目的とした研修を受講するなどして、その養育の質の向上を図るよう努めることが望ましい。

2 養育協力者が同居状態にない場合

- (1) 養育協力者が同居状態にない場合であっても、養育協力が確実に行われることの確認ができ、里親申請者に児童を適切に養育できると認められる特段の事情がある場合には、適当であると認めて差し支えない。

「児童を適切に養育できると認められる特段の事情」については、例えば以下のような事例が考えられるが、個々の状況を踏まえて総合的に判断する。

- ・養育協力者が里親制度に深い理解を持ち、里親申請者宅にすぐに駆けつけられる距離に居住している方である場合
- ・里親申請者が児童の養育を適切に行える経験等を有する方である場合

- (2) 同居状態にない養育協力者に対しては、「里親の認定要件に係る欠格事由該当・非該当証明書」の提出を求め、里親の認定要件に係る欠格事由に該当しないことを確認する。

○経済的に困窮していないこと

<共通>

家庭の収入の大部分が、他よりの援助によらず、自力で営まれていること

<解説>

- ・「経済的に困窮していないこと」を確認するため、収入や支出については、負債（住宅ローンやその他の借入金等）も含め、その内訳についても確認することとする。
- ・親族による養育里親申請の場合には、親族里親と同じく例外的に「経済的に困窮していないこと」という要件は適用されないが、収入や支出の内訳については同様に確認を行うこととする。